

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年10月2日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	坂口 昭文	高松市三谷町1298番地3	令和8年9月11日